

一般財団法人 順天厚生事業団

健康診断ご担当者様へ

健康診断実施にあたり新型コロナウイルス感染症に対する感染症対策を行い適切な受診環境を確保するため以下の内容についてご協力をお願い致します。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次の方は、受診をお断りしていますので、体調が回復してから受診してください。なお、発熱や体調不良が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の症状である可能性がある場合も、感染を否定できないため受診をお断りしています。新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の影響を避けるため、ワクチン接種後、数日以内の受診は出来るだけ避けてください。健康診断実施ご担当者様におかれましては事前に受診を予定されている方の健康状態をご確認いただき、該当者がおられましたら事前にご連絡ください。

- いわゆる風邪症状が持続している方、それに関わる体調不良を感じている方
- 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5 度以上）がある方
- 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5 度以上）のあった方（ただし、発熱が新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応の症状であることが明らかな場合は除く）
- 明らかな誘因なく 4～5 日続く下痢等の消化器症状のある方
- 2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
- 2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- 新型コロナウイルスに濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方
- 新型コロナウイルスに感染した後、厚生労働省の定める退院基準・宿泊療養及び自宅療養等の解除基準を満たしていない方

- ・新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・肥満症、心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には、緊急事態宣言の期間中などの受診延期も考慮していただきます。健康診断予約時に持病の有無等を確認させていただきます。

受診に際してのお願い

- ・健診中は必ず不織布マスクを着用してください。ただし、個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能な材質のマスクの着用を認めます。不織布マスクは特に指示がない限り、常に着用していただきます。マスクは受診者の皆さまがご用意ください。
- ・施設入場に当たって、受付前に石鹸による手洗い又はアルコール等消毒液により手指消毒をお願いいたします。
- ・健診中は換気を定期的に行うため、外気温が低い季節には室温が下がるため、カーディガン等羽織るものを事前に手元にご用意ください。
- ・受付時間を守り、密集を防ぐことにご協力をお願いします。
- ・実施会場の入場を制限することがございます。その際、ご担当者様に受診者の規制誘導をお願いする場合がございますのでご協力をお願いします。
- ・受診前に、体温を計測することがありますのでご協力をお願いします。
- ・健診施設（会場）内での会話は最小限とし小声をお願いします。

健康診断について

下記の内容で健診を行うため、従来の健診より時間がかかる場合がございます。予めご了承ください。

(1) 問診、診察、説明

- ・診察の前後でアルコール消毒液等での手指消毒を励行します。
- ・採血時にはゴム手袋を着用します。
- ・聴診器、接触式体温計等のアルコール清拭を受診者毎に励行します。
- ・説明、保健指導等の実施に当たっては、適切な距離を確保することとし、また対面時間を極力短くします。

(2) 計測、生理機能検査

- ・身体計測、生理機能検査に使用する機器で受診者の手や顔等が触れる部分については、使用ごとにアルコール等での清拭を励行します。
- ・肺機能検査は当事業団としては当面の間、原則実施しません。

(3) X線撮影

画像撮像用受光部、透視台手摺、撮影室のドアノブ等受診者が触れる箇所を受診者毎にアルコール等で清拭します。

(4) 内視鏡検査

日本消化器内視鏡学会の指針を尊重し、実施する場合には感染予防策を徹底します。

(5) 巡回型健診

- ・巡回型健診においては、施設健診における対応と同等の受診環境を整えます。
- ・当事業場の組織単位ごとに受診時間を分散する等の方法を工夫します。また 受診者間の距離を保ち、換気可能な検査スペースを確保出来るよう協力を事業者等に要請します。
- ・健診車両における検査では、車内の人数を適正な数にし、十分な換気を行います。

以上の内容について、ご確認いただけましたら、お手数ですがご担当者様のお名前をご記入いただき、健診実施日にスタッフまでお渡しください。

令和 年 月 日

会社・組織・学校名

確認者署名

〈順天厚生事業団の取組み〉

財団職員、健診スタッフが感染原とならないために、次の対策を行っています。

- ・職員には新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。ただし、個人の体質等により接種が困難な場合を除きます。
- ・職員は出勤前に体温を測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、出社を控えます。また、管理者は、勤務時間中の一定時刻にも職員の体温測定と体調確認を行います。さらに、管理者は、出勤前と勤務時間中の体温測定結果と体調を確認・記録を行います。
- ・発熱等の症状が認められた場合は医療機関を受診することとし、受診の結果、新型コロナウイルス感染症が否定された場合でも、発熱や風邪症状の消失から少なくとも 72 時間以上が経過するまでは出社を認めません。このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該職員の健康状態に留意します。
- ・出勤後に少しでも体調が悪いと訴える職員が見出された場合や発熱などの体調不良を訴えた場合、管理者は当該職員の勤務を直ちに停止し、速やかに医療機関の受診を指示します。
- ・すべての職員は通勤時も含めて不織布マスクを着用します。個人の体質等により不織布マスクの使用が困難な場合は、使用可能なマスクの着用を認めます。また、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を徹底して行います。
- ・マスクを捨てるに当たっては、マスク本体に触らないようにしてビニール袋に入れ、袋の口を密閉しゴミ箱に捨てます。その後、手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を行います。
- ・事務室や職員休憩室、やロッカー室は十分に換気し、什器等においても定期的な消毒を行い、職員間で感染が起こらないように努めます。
- ・職員休憩室やロッカー室等においても不織布マスクを外してはならず、会話は小声で行います。
- ・職場での飲食に際しては、室内を十分に換気し、一人ひとりの間隔を十分とり、飲食中マスクを外した状態での会話は厳禁とします。
- ・職員が乗車する自動車の乗車人数を適正な数とします。また、天候・外気温や騒音・排ガス侵入等の走行環境を勘案しつつ、窓開け換気に可能な限り努めて走行します。ドアの開閉ハンドル等複数のスタッフが触れる箇所や座席はアルコール等消毒を頻回行います。
- ・職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行います。
- ・出勤前あるいは出勤後の職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合、管理者は当該職員と濃厚接触した職員に対し出勤を停止します。濃厚接触職員に症状のある場合、管理者は医療機関の受診を指示、症状の無い場合も 14 日間の自宅待機、健康観察を指示し、保健所等の指示、指導に基づいた対応を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症に罹患し、治療した職員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。
- ・職員の同居者に新型コロナウイルス感染が発生した場合は、保健所等の指示に基づき対応します。